

## 海事研究協議会研究グループ運営ガイドライン

海事研究協議会(当会)規約第2条および第3条に規定された研究を行うための研究グループの設置および運営について、下記の通りガイドラインを設定する。

### 1. 研究テーマの設定

研究テーマは広く会員から募集する。

理事会は提案された研究テーマを審議し、当会の研究テーマとしての適否を判断する。

### 2. 研究の種類

当会の研究成果として提言するものは次の2種類とする。

#### 1) 当会の名前で提言するもの(研究A)

海事に関する重要テーマで、当会の統一意見として当会の名前で提言することが適切と、理事会が判断したもの。

#### 2) 研究グループの名前で提言するもの(研究B)

実務に即した特定のテーマで、当会の統一意見とせず、当会の研究グループの名前で提言するもの。

### 3. 研究グループの組成とリーダー

1) 研究Aについては理事会がリーダーを選任する。

2) 研究Bについては、その提案者と事務局間でリーダーを決定する。

3) リーダーは会員に対し、課題研究名、課題研究の目的、方法、期限などを告示して、グループへの参加者を募集し、研究グループを組成する。

### 4. 研究グループの運営

1) 研究グループの運営については、研究グループのリーダーの裁量とする。

2) 研究グループ参加者および研究会の開催状況については、リーダーが事務局に適宜報告する。

3) 研究会の費用についてはリーダーと事務局間で協議のこととする。

4) 研究グループ参加者は、外部講師などの臨時の参加者を除き、当会の会員に限定する。

### 5. 研究成果の報告および提言

1) リーダーは研究成果を事務局に報告し、提言として発表の適否を理事会の審議に付す。

2) 理事会において「適」と判断した場合は、リーダーは発表の形態について事務局と協議する。

3) 理事会から修正の要請が出た場合は、リーダーが研究グループ内で協議の上再提出する。

4) 理事会が「否」と判断した場合は、研究成果は当会の内部の報告書としてのみ保存する。

以上